

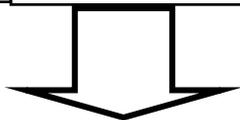
# 登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示の一部改正について

## 別表第三 教員の研修の基準（初任研修）

三 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者

現  
行

研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（特殊学科）	講義又は演習	三時間以上
四 修了審査要領（特殊学科）	講義又は演習	一時間以上
五 教習の指導方法（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	三時間以上
六 修了審査要領（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上
計		十一時間以上



改  
正  
案

三 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の学科に係る科目を教習する教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者

研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（特殊学科）	講義又は演習	三時間以上
四 修了審査要領（特殊学科）	講義又は演習	一時間以上
五 教習の指導方法（特殊実技）	乗船実習	一時間以上
計		七時間以上

四 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の実技に係る科目を教習する教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者

研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	三時間以上
四 修了審査要領（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上
計		七時間以上

（注1） 教員研修について、改正案においては学科・実技に区分するが、告示別表第三「教員の研修の基準」の2により、学科及び実技の研修を受講する場合には、同一の研修科目を省略できるため現行の研修カリキュラムが適用されることになる。

（注2） 現行の教員研修について、告示別表第三「教員研修の基準」の3により、研修後に学科・実技両方の修了審査を受け、これに合格した場合に対してのみ教員研修を修了したことになる。

## 別表第三 教員の研修の基準（再研修）

現 行	六 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員であって、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合		
	研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
	一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
	二 教習の指導方法（特殊学科再）	講義又は演習	一時間以上
	三 教習の指導方法（特殊実技再）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上
	計		五時間以上



改 正 案	七 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の学科に係る科目を教習する教員であって、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合		
	研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
	一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
	二 教習の指導方法（特殊学科再）	講義又は演習	一時間以上
	計		三時間以上
八 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の実技に係る科目を教習する教員であって、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合			
研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数	
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上	
二 教習の指導方法（特殊実技再）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上	
	計		四時間以上